

県央ブロックごみ処理広域化に向けた これまでの経緯と現状等について

1 ごみ処理広域化のきっかけ

国の方針

H 9年5月「ごみ処理広域化計画について」

- ・ ダイオキシン対策
- ・ 効率的な余熱利用
- ・ 公共事業のコスト縮減 など



「100t/日(できるだけ300t/日)以上」規模の、「全連続燃焼式焼却施設」を設置できるよう都道府県は広域化計画を策定すること。



H31年3月「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」

- ・ 持続可能なごみの適正処理確保
- ・ 効率的なエネルギー回収
- ・ 災害対策の強化 など

県の方針

H11年3月「岩手県ごみ処理広域化計画」

- ・ 県内を「6ブロック化」
- ・ H29年度までに県内で6施設に集約

R 3年3月「岩手県ごみ処理広域化計画」

- ・ 県内「6ブロック」を維持
- ・ 最終的にブロック内1施設への集約



盛岡広域8市町

H27年1月 「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想」

- ・ 焼却処理施設を1施設に集約する方針

2 県央ブロックの現状

県央ブロック内のごみ焼却施設



①葛巻町清掃センター H5年～ (10 t/日)	④滝沢清掃センター H14年～ (100 t/日)
②八幡平市清掃センター H10年～ (50 t/日)	⑤盛岡市クリーンセンター H10年～ (405 t/日)
③岩手・玉山清掃事業所 H9年～ (28 t/日)	⑥盛岡・紫波地区環境施設 組合清掃センター H15年～ (160 t/日)

共通課題① 焼却施設の老朽化

共通課題② 施設更新の財政負担

⇒ 人口減少に伴い、更に効率的な
ごみ処理が求められる。

共通課題③ 施設規模の見直し

⇒ ごみ焼却量が減少し、施設規模
が過大になっている。

現施設を
建て替える？

または

施設を
集約化する？

費用・環境両面でのメリットがある

「1施設集約による広域処理」

を目指す。

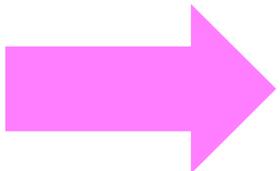
3 施設規模の適正化

現在



753t / 日

- ・ 圏域内の「人口減少」
- ・ リサイクルの推進等に伴う「ごみ焼却処理量の減量予測」



集約化(R14~)



500t / 日

(焼却ごみ456t + 災害ごみ44t)

【参考】
全国のごみ焼却施設数
(H10) 1,769施設 → (H30) 1,082施設

4 施設整備予定地の選定

① 平成27年1月 「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想」

新たなごみ処理施設を「盛岡市内」に整備する方針を示しました。

② 平成27年9月～29年3月 「県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会」

学識経験者・住民代表・関係団体の役職員で構成される委員会で、13回の検討を行い、整備候補地3か所（「都南工業団地付近」「盛岡インターチェンジ付近」「盛岡市クリーンセンター敷地」）を選定しました。

選定段階	選定の内容等	候補地数
第1次選定 (H27. 9～H28. 7)	立地回避要件への該当地を除外 ○保安林区域 ○土砂災害危険箇所 ○埋蔵文化財包蔵地 ○開発許可区域 ○主要道路から1km以上 ○浸水想定区域 など	466か所 ⇒ <u>60か所</u>
第2次選定 (H28. 10)	簡易評価と客観的評価を実施 ○アクセスの容易性 ○収集、運搬の効率性 ○用地取得の可能性 など	60か所 ⇒ <u>17か所</u>
第3次選定 (H28. 11)	1次総合評価を実施。併せて現地調査を実施 ○候補地評価 ○相対的評価	17か所 ⇒ <u>9か所</u>
第4次選定 (H29. 1～3)	2次総合評価を実施	9か所 ⇒ <u>3か所</u>

③ 平成29年4月 「施設整備に関する要望書」

「盛岡南インターチェンジ付近」への施設整備に関する要望書が提出されました。

④ 平成29年5月 「整備候補地4か所」を決定、公表

- 盛岡南インターチェンジ付近
- 盛岡インターチェンジ付近
- 都南工業団地付近
- 盛岡市クリーンセンター敷地

⑤ 平成31年3月 「盛岡インターチェンジ付近」を最も有力な整備候補地に選定

⑥ 令和3年3月 「盛岡インターチェンジ付近」を「新施設の整備予定地に選定」

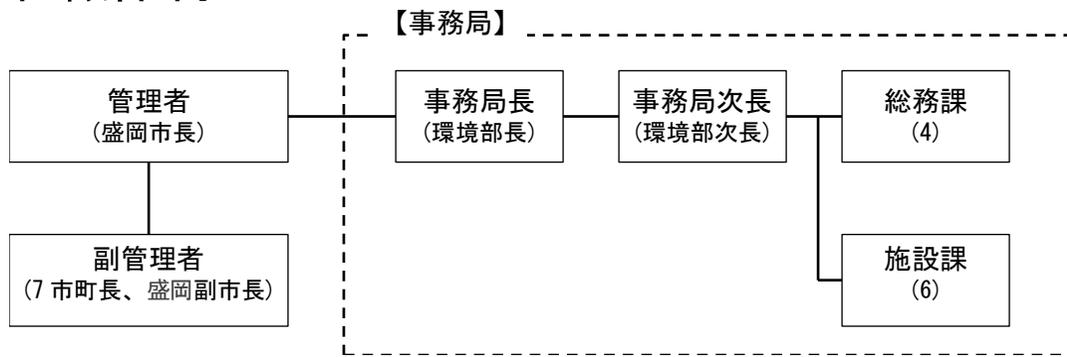
- 整備予定地の選定要素
 - ・ 地域住民や関係者の意見等
 - ・ 整備の確実性（地権者の状況など）
 - ・ 整備運営上の諸条件（整備費用など）

5 盛岡広域環境組合

○ 組合の概要

(1) 設置 令和5年2月1日

(2) 組織体制



設立式 記念撮影の様子



(3) 共同処理する事務（主なもの）

- ① 一般廃棄物処理計画の策定
- ② ごみ処理（焼却）施設の設置、管理及び運営
- ③ 一般廃棄物の中継運搬
- ④ エネルギー利活用施設の設置及び管理運営

○ 県央ブロックごみ処理体制検討協議会

- ・ 焼却処理以外の中間処理、最終処分、3Rの推進等について協議検討する組織
- ・ 令和5年3月に設立。会長は組合管理者、事務局は組合事務局が務める。

6 施設整備スケジュール

○ 新ごみ処理（焼却）施設の主な整備工程

施設整備の主要工程		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
1.施設整備基本計画の策定		—————										
2.PFI等導入可能性調査			- - - - -									
3.各種調査	(1)測量調査	———										
	(2)地質調査	———										
	(3)地歴調査（土壌汚染調査）	———	→ - - - - -									
4.環境影響評価		—————										
5.都市計画決定手続			- - - - -									
6.施設建設	(1)事業者募集	公告手続、契約交渉等										
	(2)設計・建設 設計・建設 工事	設計・建設(プラントメーカー)										
		施工監理（コンサル）										